

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

高崎市では、経済的な理由によって義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の就学を奨励する「就学援助制度」により、学校給食費・学用品費等の援助をおこなっています。
詳細は以下のとおりですので、制度の活用を希望される方は、教育委員会教職員課またはお子様の在籍する学校へお問い合わせください。

1 援助の内容

次の経費のうち、保護者が支払ったものについて全額または一部を支給します。

- 学校給食費・・・学校給食費全額を担当部署へ代理納付
- 学用品費・・・ノート、筆記用具、絵の具等の学用品購入に要した経費の一部を定額支給
- 通学用品費・・・靴、傘等の通学用品購入に要した経費の一部を定額支給 ※小1と中1は対象外
- 新入学学用品費・・・新入学学用品購入に要した経費の一部を定額支給 ※支給は一度のみ
〔 入学後4月末日までに申請し、認定となった方が対象。
入学前に支給済の場合は、入学後の支給はありません。 〕
- 校外活動費・・・校外で行われる学校行事（林間学校や社会科見学等）に参加した場合に、それに要した交通費・見学料等の経費の一部（日帰り、宿泊行事それぞれについて年度1回）
- 修学旅行費・・・修学旅行に参加した場合に、それに要した交通費・宿泊費・見学料等の経費の一部

2 対象となる方 ※(1)～(3)の条件にすべて該当する方が対象

- (1) 高崎市の就学援助の認定基準に該当する ※認定基準については裏面(6 認定基準)をご覧ください
- (2) 高崎市立、県立及び国立大学法人が設置する小中学校(特別支援学校を除く)に在籍するお子様がいる
- (3) 生活保護及び他の市町村の制度で、同様の支給を受けていない

3 申請の手順

制度の活用を希望される方は、申請書をお渡ししますので、教育委員会教職員課またはお子様の在籍する学校へ申し出てください。(申請はどなたでも可能です。審査後、認定の可否を通知します。)

※就学援助制度は、いつでも申請が可能です。ただし、年度の途中で申請した場合は、年度当初からではなく、教育委員会が申請書を受理した月からの認定になります。

4 援助の方法

上記経費の全額または一部を「就学援助費」として年2回(10月・3月)支給します。

学校給食費は担当部署へ代理納付となるため、現金での支給はありません。

※新入学学用品費、修学旅行費については年2回の支給日とは別に支給する場合があります。

提出書類等については裏面をご覧ください>>>

5 提出書類

申請書に必要事項を記入し、次の証明書類を添付してお子様の在籍する学校へ提出してください。

- ① 就学援助費交付申請書兼承諾書・委任状（世帯票）

【添付書類】

- ② 児童扶養手当証書の写し（受給されている方のみ）
③ 遺族年金、障害年金証書の写し（受給されている方のみ）
④ 雇用保険関係書類の写し（求職、離職中で雇用保険等を受給されている方のみ）
⑤ 所得課税証明書（令和7年1月2日以降に高崎市に住民登録した方のみ）

収入のある世帯員全員の「所得課税証明書」を令和7年1月1日に住民登録している市町村で取得し提出してください。（令和6年中の収入のわかるもの、コピー可）

※添付書類が期限までに用意できない場合は、①のみ学校へ提出してください。取得次第、追加で学校へ提出してください。⑤は、例年6月頃から取得可能となります。まずは該当の市町村窓口へ問い合わせてください。

※令和7年1月1日現在高崎市に住民登録がある方は、所得課税証明書の提出は必要ありません。

※令和6年中の収入状況が確認できない場合、審査ができず審査保留となります。収入がある方だけでなく、収入がなかった方についても、市民税課への申告が必要になります。

※申請書には申請者、対象児童生徒の個人番号（マイナンバー）を記入していただきます。記入できない場合は、上記書類のほか、運転免許証やパスポートなど顔写真付きの本人確認書類のコピーが必要です。

6 認定基準 収入額による審査

令和6年中の収入額（世帯全員の合計）が教育委員会の定める基準以下の場合、認定となります。

世帯人数	世帯構成（例：父、母は30歳代、祖父母は60歳～64歳、未就学児3～5歳、家賃なし）	収入基準額（目安）
2人	父または母、小学生	243万円程度
3人	父または母、小学生、未就学児	310万円程度
4人	父、母、小学生、未就学児	313万円程度
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	386万円程度
6人	祖父、祖母、父または母、中学生、小学生、未就学児	469万円程度

※あくまでも目安です。世帯員の年齢構成、住居形態（持家、賃貸）等により認定基準は異なります。

※同一の住居に居住し、生計を一にしている場合は、同一世帯として判定します。

※失業、倒産、長期療養など特別な事情がある場合はご相談ください。

7 その他

(1) お子様が小・中学校に在籍する場合は、それぞれの学校に提出してください。

(2) 認定のため、必要に応じて居住区の民生委員への調査・確認があります。

(3) 令和6年度に認定されていても、申請は毎年度必要です。

※高崎市ホームページ：
就学援助制度について

【問い合わせ先】

高崎市教育委員会 教職員課 学事担当

TEL: 027-321-1298

MAIL: ky-shokuin@city.takasaki.gunma.jp

